

# 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する 指定障害福祉サービス事業者に対する行政処分について

〔令和 3年 5月 20日〕  
旭川市福祉保険部指導監査課

## 1 趣旨

指定障害福祉サービス事業者である合同会社滴に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第50条第1項の規定に基づく行政処分を令和3年5月17日に行いました。

## 2 対象事業者等

### (1) 事業者

法人名： 合同会社滴  
代表者名： 代表社員 川口 和敏  
所在地： 旭川市神居6条3丁目2番17号 神居6・3コーポ102号室

### (2) 事業所

事業所名： ヘルパーサポート「しずく」  
所在地： 旭川市神居6条3丁目2番17号 神居6・3コーポ102号室  
サービス種類： 居宅介護及び重度訪問介護  
指定年月日： 平成27年7月1日

## 3 処分内容

- ・指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消す。  
サービス種類： 居宅介護及び重度訪問介護  
根拠法令： 障害者総合支援法第50条第1項第5号及び第10号  
指定取消年月日： 令和3年5月31日

## 4 処分の原因となる事実

### (1) 不正請求

平成30年4月から令和2年8月までの間に、指定居宅介護のサービス提供記録等の介護給付費算定に必要な書類を作成していないにもかかわらず、不正に介護給付費を請求した。

### (2) 著しく不当な行為

令和2年9月15日に実施された実地指導において、虚偽の理由で延期の申し入れを行い、遡及してサービス提供記録等の作成を行うという、著しく不当な行為をした。